

## 宮崎県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱

昭和 41 年 4 月 1 日  
昭和 61 年 9 月 16 日  
平成 10 年 4 月 1 日  
平成 30 年 10 月 1 日  
令和 5 年 6 月 7 日  
令和 7 年 4 月 7 日  
農政水産部団体指導検査課

### (趣旨)

第1条 県は、農林水産業の維持を図り、その経営の安定に寄与するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）により共同利用施設の災害復旧事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会その他営利を目的としない法人で農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）で定めるもの（以下「事業主体」と総称する。）に対し、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約したこと。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次のとおりとする。

(1) 共同利用施設の災害復旧事業（1箇所の工事の費用が 40 万円未満のものを除く。）に要する経費	10 分の 2 以内
(2) 激甚災害を受けた共同利用施設のうち激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号。以下「激甚災害法施行令」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる地域内の共同利用施設の災害復旧事業（1箇所の工事の費用が 13 万円未満のものを除く。）に要する経費	10 分の 4（補助対象経費が 40 万円を超える部分については、10 分の 9）以内
(3) 激甚災害を受けた共同利用施設のうち激甚災害法施行第 19 条第 1 項に掲げる地域以外の災害復旧事業（1箇所の工事の費用が 40 万円未満のものを除く。）に要する経費	10 分の 3（補助対象経費が 40 万円を超える部分については、10 分の 5）以内

(災害復旧計画概要書)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、災害発生の日の翌日から起算して40日以内に災害復旧事業計画概要書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第2号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第3号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設別事業主体別災害復旧事業計画書
- (2) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可）
- (3) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- (4) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第5号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

（災害査定前工事着工届）

第7条 やむを得ない事由により補助金の交付決定の前に工事に着手する必要がある場合は、補助事業者は災害査定前工事着工届（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により、知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の施行箇所の変更又は事業主体の変更
- (2) 年災別事業費の相互間の経費配分の変更
- (3) 施行箇所ごとの工事費の20%に相当する額を超える増減
- (4) 施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の減額
- (5) 災害復旧事業計画概要書に記載された事業内容の各区分ごとの構造の変更又は員数の2割以上の増減

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

（事業の状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在における事業の執行状況を記載した書類を当該年度の1月20日までに遂行状況報告書に添えて提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業成績書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書（別記様式第8号）

（関係書類の整備）

第12条 この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から5年間整備保存しなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ4部（正本1部、副本3部）とし、その様式は規則に定めのあるものを除き別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、当該事業主体の所在地を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 9 月 16 日から施行し、昭和 61 年度の予算に係る宮崎県農林水産業共同利用施設復旧事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、平成 10 年度の予算に係る宮崎県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書

事業主体の住所  
事業主体名  
施設名

1 災害を受ける直前における施設の概要

- (イ) 位置
- (ロ) 種類
- (ハ) 構造
- (ニ) 能力
- (ホ) 建設又は取得の年月日（中古施設の取得の場合は、取得以前の経過年数を併せて記入すること。）
- (ヘ) 台帳価額及び現在評価額（評価認定機関名を併せて記入すること。）
- (ト) 最近1箇年の利用対象別利用量（簡明に表示する指標をとること。）

総利用量 \_\_\_\_\_

農業者の利用量 \_\_\_\_\_

非農業者の利用量 \_\_\_\_\_

(チ) 最近1箇年の利用者数 \_\_\_\_\_

2 災害の種類及び災害発生年月日

3 被害概況

区分	被害状況	被害額	残存物件の価額
(例) 建 物		円	円
倉 庫			
- - - -			
工 作 物			
- - - -			
機 械 器 具			
- - - -			
○ ○ ○ ○			

#### 4 復旧計画

- (イ) 新設、補修等の別（移設の場合には、その理由を併せて記入すること。）
- (ロ) 工事の着手及び完了の予定時期
- (ハ) 工事の年度割予定
- (二) 工事の内容

区分	構造	員数	単価	復旧額	新設・補修等の別	再取得費
(例)			円	円	円	
工事費						
建物						
倉庫						
- - -						
工作物						
- - -						
機械器具						
- - -						
たい積土砂排除						
○ ○ ○ ○						
事務雑費						
計						

#### 5 復旧事業の経済効果

- 注 1 事業主体のうち農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の2第2号に掲げる者（以下「公益法人」という。）及び地方公共団体以外の者にあっては、1の(ト)及び(チ)については、組合員による利用状況を内書きとともに、(チ)については、併せて組合員総数を記入すること。
- 2 3の表の「被害状況」の欄には、例えば、「かわらぶき木造平屋（800 平方メートル）全壊、コンクリート 15 メートル倒壊」のように記入すること。
- 3 3の表の「残存物件の価額」の欄には、復旧資材として利用できるものについて、時価で評価した額を記入すること。
- 4 4の(ニ)の表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。
- 5 4の(ニ)の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立方メートル）を記入すること。
- 6 4の(ニ)について超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と、超過工事の部分とを区分すること。
- 7 4の(ニ)の表の「再取得費」の欄には、当該施設を新設とした場合の見積額を記入すること。
- 8 次に掲げる書類を添付すること。
- (イ) 被災施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面及びに被災状況を明らかにした写真
  - (ロ) 復旧工事の設計書（一位代価表、単価表を含む。）仕様書及び図面

- (ハ) a 農事組合法人にあっては、法人の概要（法人名、設立年月日、代表者氏名、組合員数及び組合員の属する世帯数）を明らかにした書類、定款及び組合員名簿
- b 公益法人にあっては、法人の概要（法人名、設立年月日、代表者氏名及び社員数（財団法人にあっては基本財産の額））を明らかにした書類、定款（財団法人にあっては寄附行為）、社員名簿（社員のうち個人であって現に農業を営む者については、その旨を付記（例えば、農業を営む者である場合には農など）すること。）（財団法人にあっては基本財産の拠出者（拠出者のうち個人であって現に農業を営む者については、その旨を付記すること。）及び拠出額）並びに前年度の事業報告書及び収支決算書

様式第2号（第5条関係）

施設別事業主体別災害復旧事業計画書

事業主体の住所

事業主体名

施設名

- 1 事業目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事着手予定期
- 5 工事完了予定期
- 6 工事年度割予定
- 7 復旧額

区分	構造	員数	単価	復旧額	県補助金	その他
(例)			円	円	円	円
工事費						
建物						
倉庫						
- - -						
工作物						
- - -						
機械器具						
- - -						
たい積土砂排除						
○○○○						
事務雑費						
計						

- 8 事業主体の事業費の負担方法（融資を受ける場合は、融資申込先別の融資申込みの額及び条件を併せて記入すること。）

9 復旧工事の経済効果

注1 7の表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。

2 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立方メートル）を記入すること。

3 県（都道府）営事業にあっては、7の表の「事業主体負担金」の欄には、受益者負担金を記入すること。

4 7について超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と、超過工事の部分とを区別すること。

5 次に掲げる書類を添付すること。

（イ）被災施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面並びに被災状況を明らかにした写真

（ロ）復旧工事の設計書（一位代価表、単価表を含む。）仕様書及び図面

様式第3号（第5条関係）

年度共同利用施設災害復旧事業収支予算書

1 収入の部

区分	予 算 額	摘要
県補助金	円	円
自己負担		
その他		
計		

2 支出の部

区分	予 算 額	摘要
○○施設 －－－ －－－		
○○施設 －－－ －－－		

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

事業主体の住所  
事業主体名  
代表者名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。  
→ 6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください。

6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。  
→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。  
→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。  
→ 確認印を受けてください。

様式第5号（第5条関係）

年　月　日

宮崎県知事

殿

事業主体の住所  
事業主体名  
代表者名

誓 約 書

私は、このたびの補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第6号（第7条関係）

文書番号  
年月日

宮崎県知事 殿

事業主体の住所  
事業主体名  
代表者名

年月日発生共同利用施設の災害査定前工事着工について

年月日のにより被災した農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助希望の共同利用施設について、下記のとおり査定前着工を開始したいので、届け出ます。

記

- 1 被災施設名
- 2 被災施設の住所
- 3 被災箇所及び被害程度
- 4 被害見込額
- 5 緊急に工事を必要とする理由
- 6 工事箇所、工期及び工事内容
- 7 工事前の写真

様式第7号（第11条関係）

施設別事業主体別災害復旧事業成績書

事業主体の住所  
事業主体名  
施設名

- 1 事業目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事着手時期
- 5 工事完了時期
- 6 工事年度割
- 7 復旧額

区分	構造	員数	単価	復旧額	県補助金	その他
(例)			円	円	円	円
工事費						
建物						
倉庫						
- - -						
工作物						
- - -						
機械器具						
- - -						
たい積土砂排除						
○○○○						
事務雑費						
計						

- 8 事業主体の事業費の負担方法（融資を受けた場合は、融資主体別の融資の金額及び条件を併せて記入すること。）

9 復旧工事の経済効果

- 注1 7の表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。
- 2 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立方メートル）を記入すること。
- 3 復旧後の施設の平面図及び写真を添付すること。

## 様式第8号（第11条関係）

## 年度共同利用施設災害復旧事業収支精算書

## 1 収入の部

区分	精算額	予算額	比較増・減	摘要
県補助金	円	円	円	
自己負担				
その他				
計				

## 2 支出の部

区分	精算額	予算額	比較増・減	摘要
○○施設 — — —	円	円	円	
○○施設 — — —				